

令和7年度 結城市住宅リフォーム資金補助金



結城市では、市内の施工業者によって、住宅の改良又は改善工事を行う市民に対し、予算の範囲内においてリフォーム資金補助金を交付します。

※工事発注済、完了済のものは対象になりません。

申請受付期間

5/7(水)～10/31(金)

予算額に達した時点で終了

助成金額

対象工事一覧参照

対象経費の10パーセントの額

(上限10万円。千円未満切捨て)

1. 対象者	2. 対象住宅	3. 対象工事
①当該住宅に継続して3年以上居住している市民であること ②当該住宅の所有者(の一人)であること ③市税等の滞納がないこと ④国・県・市で実施している他の補助制度を受けていないこと	①市民が市内に所有する個人住宅 ②市民が市内に所有する併用住宅、または併存住宅のうち当該住宅の個人住宅部分 ③過去5年間に当補助金を利用していない住宅	①市内に本店がある施工業者による、住宅の改良又は改善工事(設備単体費等は対象外) ②補助対象工事の金額が20万円以上(税抜き) ③11月28日までに工事が完了すること

手続きの流れ

① 交付申請

工事着手の
2週間前まで

○補助金交付申請書(様式第1号)に、
(1)当該工事の見積書の写し
(2)住民票謄本【市民課で取得】
(3)市税等納付状況確認に関する同意書(様式第2号)
(4)固定資産評価証明書(建築物に係る部分)【市民課または税務課で取得】
(5)現況写真(2方向から各1枚)及び案内図
(6)債権者登録申請書
を添付し、市商工観光課へ提出。

② 交付決定

○市において書類及び要件に適合しているかを審査し、補助金の交付決定を行う。

③ 工事着手

○補助金交付決定通知書(様式第3号)が届いたら工事に着手。
工事施工途中及び、施工後の写真を撮る。
○申請内容に変更が生じた場合は、補助事業変更等承認申請書(様式4号)を市商工観光課に提出する。(早めにご相談ください。)

④ 工事完了

11月28日まで

→ 実績報告

工事完了後30日以内
または12月12日まで

○補助事業実績報告書(様式第6号)に、請求書の写し(工事の明細つき)、領収書等の写し、施工途中及び施工後の写真を添付して市商工観光課に提出する。

※必要に応じて市担当者が実地検査を行います。

⑤ 補助金確定

→ 振込

○市において、書類等の確認を行い、補助金確定通知書(様式第7号)を送付。
指定の口座に補助金を振り込む。

お問合先: 結城市経済環境部 商工観光課 商工振興係

TEL:0296-34-0421/FAX:0296-33-6629/Mail:shokokanko@city.yuki.lg.jp